令和８年度　第６回　常設審議委員会　次第

開催会場　第二水産ビル　４階　４Ｓ会議室
開催月日　令和　８年　９月２５日（金）

１　　開　　会

２　　挨　　拶

３　　議事録署名者指名

４　　諮問・意見聴取
　１）農業振興地域の整備に関する法律第１５条の２の規定に基づく諮問について
　２）農地法第４条及び第５条の規定に基づく意見聴取について

５　　報　　告
　１）令和９年度　農林水産予算概算要求について
　２）令和８年度　税制改正要望（案）について

６　　協　　議
　１）令和８年度　地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書（原案）について

７　　そ の 他

１０　閉　　会

次回　令和８年度第７回常設審議委員会は、**令和　８年　１０月２３日（金曜日）**
開会時間は、１３：３０です。※　開催時間を変更する可能性があります。
場所は、第二水産ビル　**４階　４Ｓ会議室**です。（予定）
※　新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

【メモ】

令和９年度農林水産予算概算要求の骨子

総　括　表

区　　分	８　年　度 予　算　額	９　年　度 概算要求額	対前年度比
	億円	億円	
農林水産予算総額	22,956	31,377	136.7%
１公共事業費	7,026	9,003	128.1%
一般公共事業費	6,846	8,823	128.9%
災害復旧等事業費	180	180	100.0%
２非公共事業費	15,931	22,374	140.4%

（注）　１．金額は、関係ベース。

２．計数整理の結果、異動を生じることがある。

３．計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

公共事業費一覧

区　　分	８　年　度 予　算　額	９　年　度 概算要求額	対前年度比
	億円	億円	
農業農村整備	3,365	4,375	130.0%
林 野 公 共	1,899	2,469	130.0%
治　　山	628	816	130.0%
森 林 整 備	1,271	1,653	130.0%
水産基盤整備	738	960	130.0%
海　　岸	81	105	130.0%
農山漁村地域 整備交付金	762	915	120.0%
一般公共事業費計	6,846	8,823	128.9%
災 害 復 旧 等	180	180	100.0%
公 共 事 業 費 計	7,026	9,003	128.1%

（注）１．金額は、関係ベース。

２．計数整理の結果、異動を生じることがある。

３．計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

４．農業農村整備事業関係予算の概算要求額は、5,949億円。

・農業農村整備事業4,375億円

・農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分701億円

・非公共の農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業、大区画化等加速化支援事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、畑作等促進整備事業、農業生産基盤情報通信環境整備事業及び農山漁村振興交付金）873億円

1　農業構造転換集中対策

令和９年度予算概算要求額　290,390百万円（前年度 49,408百万円）

＜対策のポイント＞

新たな基本法に基づく**初動５年間（令和７～11年度）の農業構造転換集中対策期間**において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた**農地の大区画化等**や**共同利用施設の再編集約・合理化等**、**スマート技術の開発と生産方式の転換・実装**、**輸出産地の育成**を集中的・計画的に推進します。

＜政策目標＞

農業の構造転換を通じた食料安全保障の確保

＜対策の全体像＞

農地の大区画化等

地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、**農地の大区画化**等を推進するとともに、**中山間地域においてきめ細かな整備**を実施

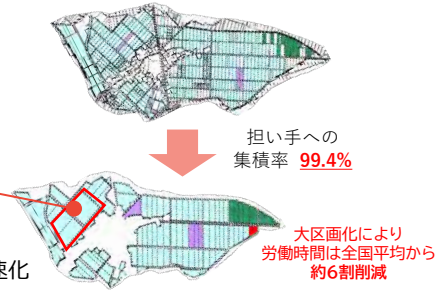

１ha以上の大区画整備を加速化

共同利用施設の再編集約・合理化等

- 老朽化が進んでいる**共同利用施設及び卸売市場等**について、生産性の向上、物流の効率化等を図るため、**再編集約・合理化等を支援**
- **食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設、乳製品加工基幹施設等**について、流通の効率化等を図るため、**再編集約・合理化等を支援**

老朽化した施設

再編集約化後の新設施設

スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入

- **スマート農業技術の開発**、**スタートアップ等への支援**、生産性の抜本的な向上を加速化する**新品種の開発**、これらに必要な**農研機構の拠点施設整備**等を実施
- 担い手やサービス事業者等の生産性向上に資する**農業機械の導入**、農業高校・農業大学校や研修農場における**スマート農業教育・研修環境の整備**、畜産の持続性向上に必要な**施設整備及び機械導入**、**飼料生産組織等の規模拡大・省力化機械の導入**等を支援

自動操舵トラクター

ドローンによる農薬散布

搾乳ロボット

施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

輸出額５兆円目標（2030年）の達成に向け、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するため、徹底した**低コスト生産**の推進、**製造施設等の整備、オールジャパンでのブランディング**等の取組強化を推進

高付加価値商品の供給強化

機器導入を通じたコールドチェーンの確立

現地消費者向けのテスト販売

（注）上記要求額のほか、事項要求

6　コメの生産性向上支援

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

＜対策のポイント＞
農業者の急減に対応しながら、**多様なニーズ・用途の米を、**将来にわたり**国民へ安定供給**するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの**生産性向上**を行っていく環境を整備することが重要です。
このため、以下の対策を講じます。
① 主食用米以外のコメ（**加工用米、米粉用米、新市場開拓用米**等）について、**生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**します。
② 業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、**より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**します。

＜事業の内容・イメージ＞

主食用米
（業務用米）

主食用以外のコメ
（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）

①生産性向上の取組への支援

②より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

①支援対象：生産性向上の取組（効率的施肥、高温耐性品種等）
②支援対象：より大きく生産性向上にチャレンジする取組
（直播、再生二期作等）
※**実需者等**との**事前契約**が要件
※支援単価は、コメの**用途によらず一律**とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定
ただし、米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施

収量に応じた面積払い

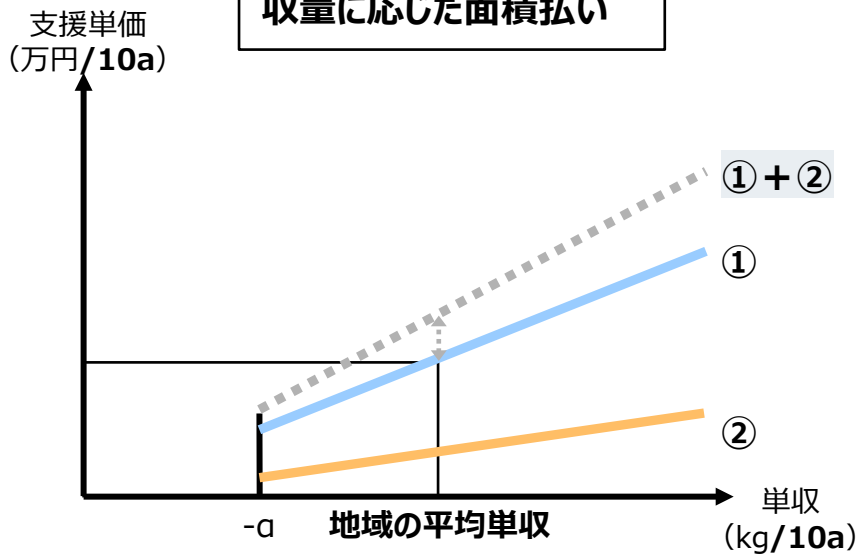

※　単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討します。
なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。

○　このほか、酒造好適米の安定供給に向けた取組を支援します。

［お問い合わせ先］　農産局企画課　（03-3597-0191）

7　米粉用米・飼料用米に対する特別支援

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米については、追加で支援**を行います。

米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていません。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要**があります。

これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている**実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量**（下図右の赤枠部分）**を確保できるよう対応**します。

いずれも、**実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援**します。

＜事業の内容・イメージ＞

米粉用米・飼料用米に対する特別支援

米粉用米への支援

飼料用米への支援

＋

生産性向上の取組への支援

（前ページで示したコメの生産性向上支援）

より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

飼料用米の利用者層のイメージ

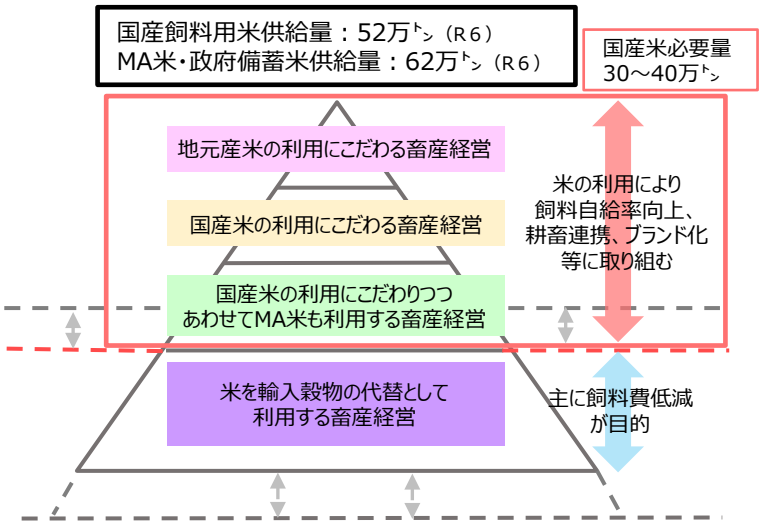

※**収量に応じて支援**
（地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。）

※**米粉用米は**、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とします。

※**飼料用米は**、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とします。

［お問い合わせ先］　農産局穀物課　（03-6744-2517）
畜産局飼料課　（03-6744-2399）

8　麦・大豆の生産性向上支援

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

＜対策のポイント＞
　農業者の急減が見込まれる中、作業労働時間が短く水稲等と作業ピークが異なる**麦・大豆**は国民生活や農業経営において重要な作物である一方で、単収が低いことや気候変動の影響を受けやすく供給が不安定などの課題があります。
　安定供給に向けた取り組みを推進するとともに、**生産性向上**に向けて、**適切な輪作体系**や**団地化、ブロックローテーションの構築**等を進めつつ、**排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の取組を推進**することが重要です。
　このため、地域の実情に配慮して、水田・畑にかかわらず、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**します。

＜事業の内容・イメージ＞

対象作物：
・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
・大豆

支援単価等：
　適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援します。

　水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定します。

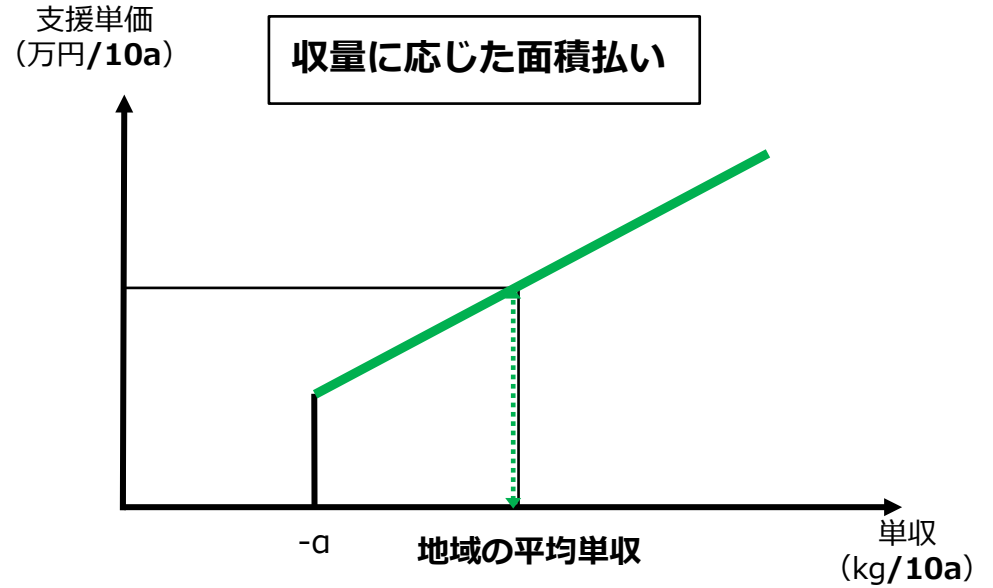

※　単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討します。
　なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。

［お問い合わせ先］　農産局穀物課　　（03-6744-2108）

9　飼料作物の生産性向上支援

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

○　基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、**田畑をフル活用していく観点から、他作物より省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大**していくことが重要です。

○　一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進することが必要です。

○　このため、地域の実情に配慮して、**生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**します。

＜事業の内容・イメージ＞

✓　**対象作物：**

・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
・WCS用稲（飼料用米を除く）
※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたものです。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促します。

✓　**支援対象者：**

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
　生産性の高い奨励品種の利用促進
　飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
　気候変動・獣害に対応した栽培　等

✓　**支援単価等：**

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定します。

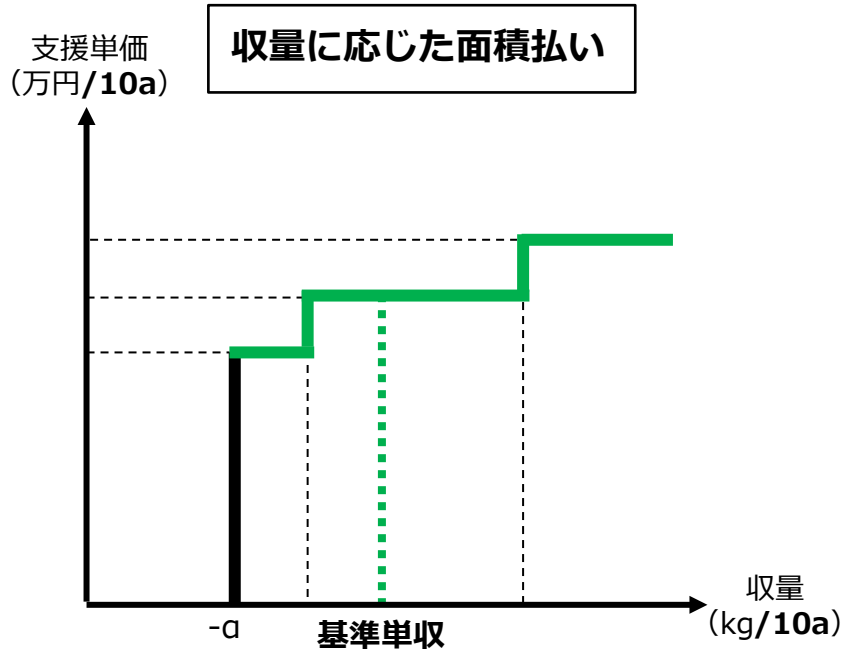

※　収量はロール数等を確認します
※　基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定します。災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮します。なお、基準単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。

［お問い合わせ先］　畜産局飼料課　（03-3502-5993）

10　産地交付金の見直し

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

産地交付金については、水田を活用し、**地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果**を上げてきましたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、**支援の効果検証**とその結果に基づく**支援内容の見直し**がされていない等の課題があります。

このため、**水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直し**を適時適切に実施し、地域の実情に応じて**効果的な産地形成**が促進される仕組みに見直します。

＜事業の内容・イメージ＞

産地交付金の仕組み

国

↓ 資金枠を配分

都道府県

資金枠の範囲内で
都道府県が
助成内容を設定

↓ 資金枠を配分

地域農業再生協議会

地域農業再生協議会ごとの
助成内容の設定も可能

都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題

① 都道府県や地域の**設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化**といった**効果を評価できる目標がない**

② **効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない**

③ 都道府県への**配分基準に透明性がない**との指摘

対応

① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する**定量的な目標を設定**

② 都道府県や地域による支援の**効果の評価・検証**をし、**PDCA**を適切に行って、**支援内容の随時の見直しを行う**

③ 客観的指標に基づく**配分の透明化等**を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

（参考）作付面積以外の目標の設定例

- 実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定（宮城県大崎市）
- 小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定（山口県）
- 輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定（北海道岩見沢市等）
- 安定的な供給体制の確保に向け、複数年契約の割合に関する目標を設定（茨城県）

今後

※配分の設定主体は都道府県を基本とします。

※配分方法時、**中山間地域等の条件不利地域に配慮します。**

［お問い合わせ先］　農産局企画課　（03-3597-0191）

11　日本型直接支払

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

＜対策のポイント＞
近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、日本型直接支払を実施しています。

＜政策目標＞
地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動による農業の多面的機能の維持・発揮及び農業生産活動における環境負荷の低減

＜事業の内容＞

多面的機能支払
事項要求（前年度 50,048百万円）

活動内容に着目

【資源向上支払】
○**地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援**

【農地維持支払】
○**多面的機能を支える共同活動を支援**

水路の泥上げ

中山間地域等直接支払
事項要求（前年度 28,460百万円）

対象地域に着目

○**中山間地域等**において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**

中山間地域

新たな環境直接支払
事項要求（前年度 － ）

取組内容に着目

○有機農業等の**環境負荷低減型農法への転換・拡大の取組を支援**

有機農業

＜令和９年度の見直しの内容＞

活動組織の支援の充実
○**外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進

○地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

対象農用地の拡大
○**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**

地方負担の軽減
○現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

共通

プッシュ型による取組強化
○国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化

返還免除規定の徹底
○高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**

一体的実施の推進
○中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る

対象者の拡大
○**みどり認定農業者を対象（個人・団体いずれの申請も可）**

導入リスクにも対応した支援
○**① 有機農業への転換、② 環境価値を創出する取組、③ 土づくりの面的拡大等に資する取組**について、取組ごとの転換・拡大時の**「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援**

○**同一圃場での同一取組への支援は５年間を区切り**とし、**新たな圃場への取組拡大等を促進**

［お問い合わせ先］　農村振興局地域振興課　（03-6744-2081）

11－1　日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 50,048百万円）

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・水路等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha［令和12年度まで］）
○　農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．多面的機能支払交付金

①　農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］
※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用
※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

実施主体：農業者等で構成される組織（❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

２．多面的機能支払推進交付金

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

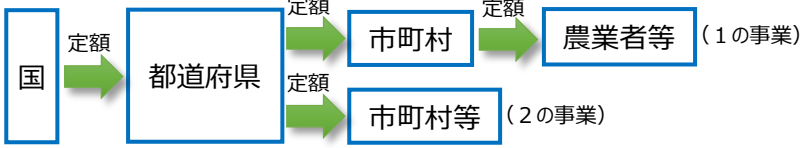

＜令和９年度の見直し（新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み）＞

農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、**地域の営農や共同活動が将来にわたって継続**できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、**プッシュ型で取り組む**など、次の対策を講じます。

多面的機能支払

活動組織の支援の充実

- **外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進
- 地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

多面的機能支払・中山間直接支払共通

プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化**

- **全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進**

返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**

一体的実施の推進

- 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る
- 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

［お問い合わせ先］　農村振興局農地資源課　（03-6744-2447）

11－2　日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 28,460百万円）

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。令和９年度から、水田政策の見直しの中で**条件不利の実態に配慮し、支援を拡大**します。

＜事業目標＞

○　耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止［令和７年度から令和11年度まで］

＜事業の内容＞

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。また、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を支援します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(８度~)	3,500

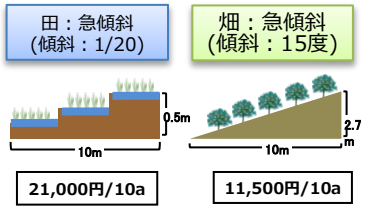

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の８割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

【対象地域】中山間地域等（地域振興８法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対 象 者】集落協定又は個別協定に基づき５年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）

② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村等 →（定額）→ 農業者等

＜令和９年度の見直し（新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み）＞

農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、**地域の営農や共同活動が将来にわたって継続**できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、**プッシュ型で取り組む**など、次の対策を講じます。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大

傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**

地方負担の軽減

現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

中山間直接支払・多面的機能支払共通

プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化**

- **全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進**
- 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**

返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**

一体的実施の推進

- 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る
- 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

［お問い合わせ先］農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

11－3　日本型直接支払のうち
新たな環境直接支払交付金

令和９年度予算概算要求額　事項要求（前年度 － ）

環境負荷低減の取組を広げることは、**国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与**するとともに、**輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献**します。このため、**環境直接支払交付金**は、

① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とします。
② 農法の転換・拡大時の**掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援**とし、**一定期間で取組の定着・自立を促す支援**とします。
③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とします。

＜事業の内容＞

（1）支援の考え方

- みどり認定農業者を対象とします。
- ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援します。

  導入リスク（逸失利益）：農法転換時の**収量減少や品質低下等による収益低下**

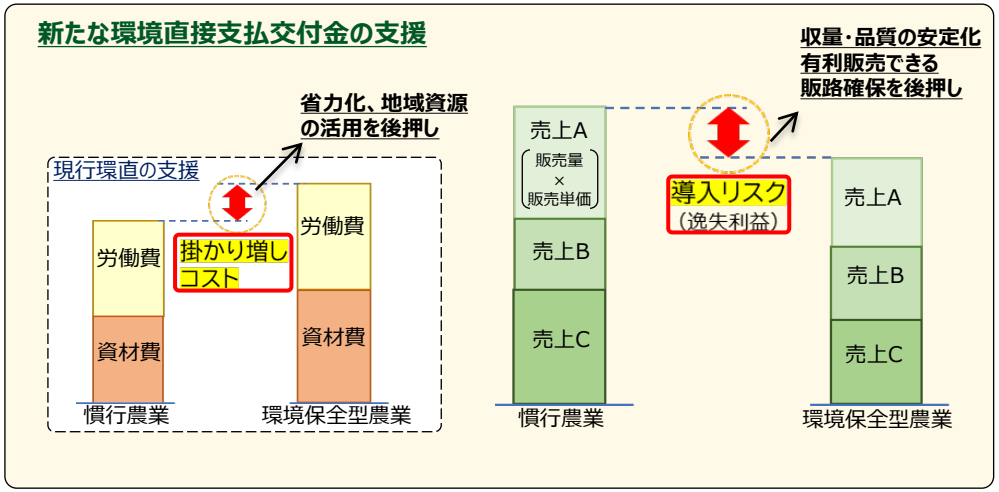

- 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
  ① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
  ② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
  ③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（2） 支援対象取組（案）

支援内容（例）

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援

有機農業

② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援

バイオ炭　等

③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援

堆肥　等

（3）支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替えます。
② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（５年までとし、新たな圃場への拡大等を促進します。

［お問い合わせ先］　大臣官房みどりの食料システム戦略グループ　（03-6744-1865）

16　国産麦・大豆供給力強化対策

令和９年度予算概算要求額　781百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞
産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化**に向けて、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンター等の再編集約・合理化**※や民間主体による**一定期間の保管**、**新たな生産・流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

＜事業目標＞［令和５年度→令和12年度まで］
○　小麦生産量の増加（109万t→137万t）　○　大麦・はだか麦生産量の増加（23万t→26万t）　○　大豆生産量の増加（26万t→39万t）
○　国産小麦・大豆の保管数量（小麦：28,774 t→ 90,000t、大豆：6,258t→ 25,500t）

＜事業の内容＞

1　流通対策

①　麦・大豆供給円滑化推進事業
国産麦・大豆を**一定期間保管**するなど、安定供給体制を図る取組を支援します。

②　新たな生産・流通モデルづくり事業
麦の品質向上や極多収大豆の種子生産、生産・流通・加工の各段階における課題解決に向けた取組に加え、国産大豆の入札の実施など、**新たなモデルづくり**を支援します。

2　消費対策（麦・大豆利用拡大事業）
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

（関連対策）
新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化　　**2,000百万円**
国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、**ストックセンター等の再編集約・合理化**を支援します。

＜事業の流れ＞

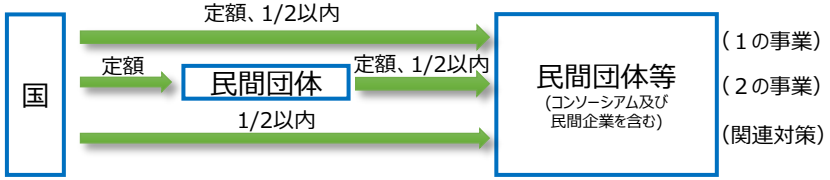

＜事業イメージ＞

流通対策

・一定期間の保管等（定額、1/2以内）
・新たなモデルの実証（定額、1/2以内）
・ストックセンター等の整備※（1/2以内）
※関連事業で支援

消費対策

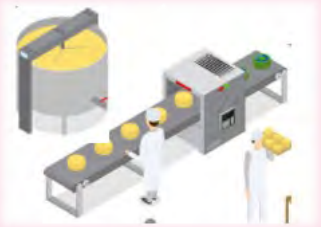

新商品の開発等（定額、1/2以内）

麦・大豆の国産化を一層推進

［お問い合わせ先］
（１①(大豆)、１②の事業、関連対策）　農産局穀物課　（03-6744-2108）
（１①(麦)、２の事業）　農産局貿易業務課　（03-6744-9531）

19　共同利用施設の整備支援

令和９年度予算概算要求額　97,237百万円（前年度 33,752百万円）

＜対策のポイント＞

食料システムを構築するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組**、**産地の収益力強化**及び**食品流通の合理化**に**必要な産地基幹施設**や**卸売市場施設の整備等を支援**します。また、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に**取り組む産地を支援**します。

＜政策目標＞

○　業務用野菜の国産切替量（32万t［令和12年度まで］）
○　化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行［2050年まで］
○　流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%［2030年度まで］）　等

＜事業の内容＞

１．強い農業づくり総合支援交付金　13,815百万円（前年度 12,013百万円）

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

２．新基本計画実装・農業構造転換支援事業　83,422百万円（前年度 21,739百万円）

①共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

②再編集約・合理化の更なる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、**その費用の一部を支援**します。

＜事業の流れ＞

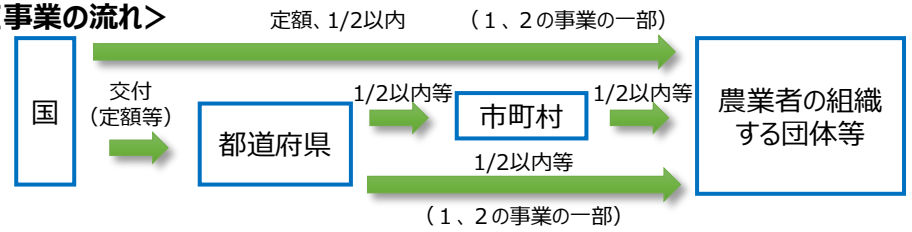

＜事業イメージ＞

１．強い農業づくり総合支援交付金

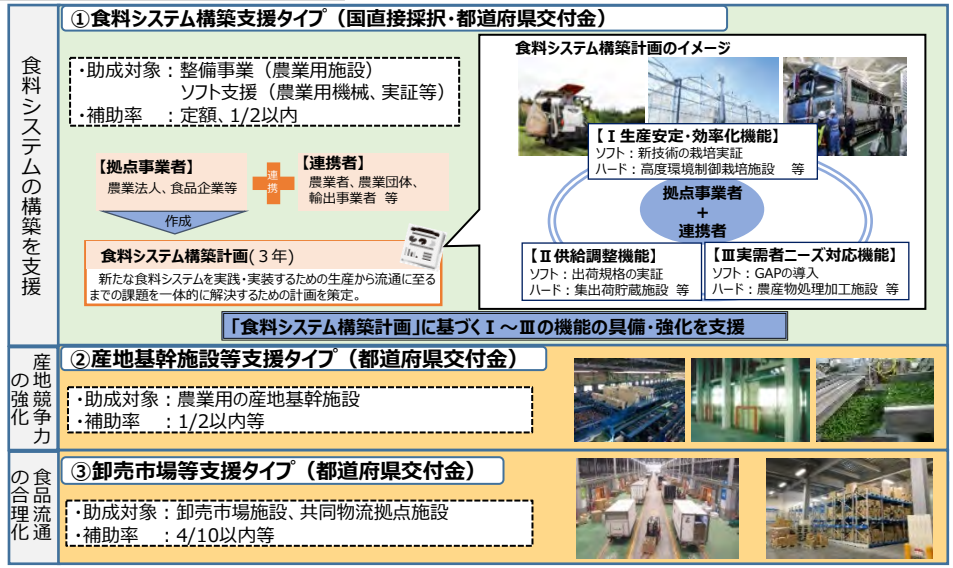

２．新基本計画実装・農業構造転換支援事業

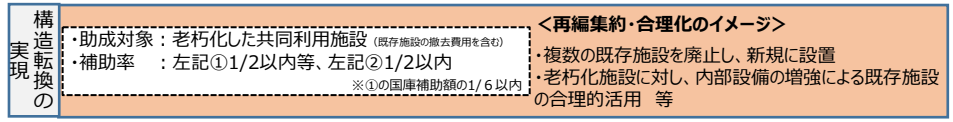

［お問い合わせ先］

（１の①②、２の事業）　農産局総務課生産推進室　（03-3502-5945）
（１の③の事業）　新事業食品産業部食品流通課　（03-6744-2059）

20 畑作物産地生産体制確立・強化事業

令和９年度予算概算要求額　7,219百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

沖縄県、鹿児島県等の**さとうきび・かんしょ産地**や北海道の**畑作地帯等の畑作物産地**における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、**労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援**します。

＜事業目標＞

○　さとうきびの単収の向上・安定化（5,943kg/10a［令和12年度まで］）
○　かんしょの生産量の増加（84万t［令和12年度まで］）
○　ばれいしょの生産量の増加（233万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．畑作物生産性向上支援事業

① さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、**病害虫への対応**や**生産性向上等の取組**を支援します。

② ばれいしょ・豆類・そば・なたね等の安定生産・供給体制を構築するため、**種いも産地形成や実需と連携した産地モデル育成、新品種導入、湿害対策技術の導入、病害虫まん延防止対策、気候変動対策等の取組**を支援します。

③ 需要動向等に対応した**新たな生産体系の構築**、労働負担軽減のための**基幹作業の外部化**や**省力作業機械の導入、化学農薬・肥料の投入量を低減した栽培方法の実証、生産構造転換に向けた総合的な対策等の取組**を支援します。

２．畑作物加工・流通対策支援事業

① 分みつ糖・いもでん粉工場の**労働生産性向上等の取組**を支援します。

② 畑作物の持続的な生産を確保するため、**インバウンド向け等市場調査、新商品の開発支援、マッチング等の取組**を支援します。

３．畑作物産地生産体制確立・強化整備事業

分みつ糖工場・いもでん粉工場の省力化による**労働生産性向上**や、かんしょ・ばれいしょの健全な種苗等の**供給体制の強化に必要な施設整備等**を支援します。

＜事業の流れ＞

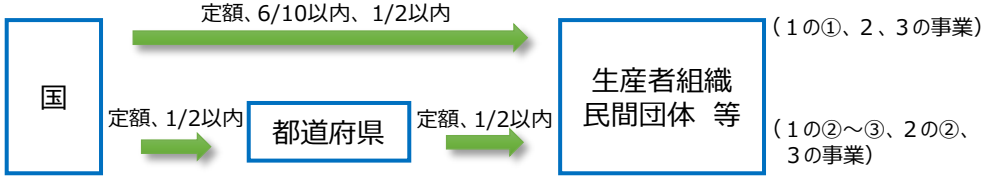

＜事業イメージ＞

畑作産地を取り巻く環境の変化や課題

○労働力不足の顕在化　　○難防除病害虫の発生
○かんしょや加工用・でん粉原料用ばれいしょ、豆類、そば等の需要の高まり
○気候変動への対応
○減農薬・減化学肥料などの環境意識の高まり　　等

地域・品目に応じた生産性向上、環境負荷・労働負担軽減による
持続可能な畑作生産体系の確立に向けた取組を支援

地域・品目に応じた生産性向上

- 地域の生産体制を支える担い手の育成
- 病害虫抵抗性品種の導入
- 複数年契約取引の拡大や新品種・ 安定生産対策技術の導入
- 基幹作業の外部化や省力機械の導入
- 需要動向や気候変動に対応した生産体系構築や環境に配慮した栽培方法の実証
- 輪作体系の確立に向けた生産構造転換に係る総合的な対策

等を支援

工場の生産性向上・流通対策

- 工場の人員配置、工程の見直しの取組、エネルギー転換に向けた調査
- インバウンド向け等消費拡大に係る市場調査、新商品の開発、新たな製品開発のための機械設備等の導入、甘味資源作物の他用途利用に向けた取組　　等を支援

産地体制強化のための施設整備

- 分みつ糖工場の集中管理、自動化等省力化施設、衛生管理の高度化施設、脱炭素機器設備の導入
- 健全な種苗等の供給体制の強化
- ばれいしょ供給体制の強化　　等を支援

［お問い合わせ先］　農産局地域作物課　（03-6744-2115）

25　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

令和９年度予算概算要求額（所要額）　54,710百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

畜産の**収益性、持続性**を高めるため、必要な**施設整備や機械導入等を支援**します。また、高齢の繁殖雌牛から**若い繁殖雌牛への更新**や、**酪農・肉用牛経営の省力化に資するICT関連機械の導入**を支援します。

＜事業目標＞

○　牛肉の生産量の増加（35万t［令和５年度］→36万t［令和12年度まで］）
○　飼料自給率の向上（27%［令和５年度］→28%［令和12年度まで］）　　等

＜事業の内容＞

１．畜産クラスター事業

【収益性向上タイプ】

畜産クラスター計画に基づく収益性向上等に必要な①施設整備や②機械導入のほか、③効果の実証に必要な調査・分析を支援します。

【持続性向上タイプ】

畜産クラスター計画に基づく畜産・酪農経営の持続性向上や社会的課題への対応に必要な補改修を含む①施設整備や②機械導入を支援します。

２．優良繁殖雌牛更新加速化事業

増体や肉質に優れた肉用子牛の生産を推進するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新を支援します。

３．ICT化等機械装置等導入事業

畜産経営の省力化を図るため、ICT関連機械の導入・実証の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

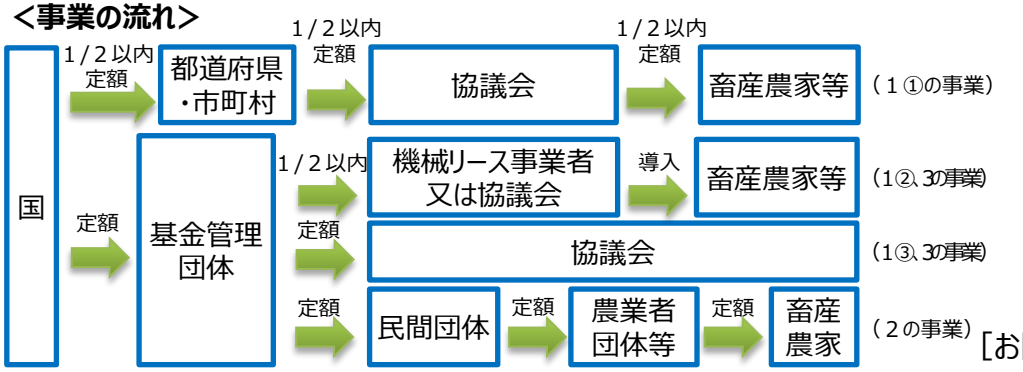

（注）上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞

１　畜産クラスター事業

収益性向上タイプ

スケールメリットを活かし生産性向上に取り組む大規模経営を中心に支援

- 収益性の向上を目指すクラスター計画を策定
  - ＊ **１頭当たり販売額の増加、生産コストの低減、所得の増加といった成果目標を設定**

【支援内容】

①　計画に基づく施設整備（補助上限５億円/年）や機械導入を支援
②　補改修や中古機械の導入も推進
③　酪農の成牛舎及び搾乳牛舎の整備する場合、国産飼料基盤(北海道40㌶/頭、都府県10㌶/頭)を要件
　＊ 国産飼料購入分の面積換算も可。都府県においては給与飼料量の10%分を国産に置き換えることでも可。
④　収益性向上に向けた新たな取組の実証に必要な調査、分析、飼養試験などを支援可能

持続性向上タイプ

経営を維持し地域を支える中小家族経営を中心に支援

- 持続性向上や社会的課題への対応を目指すクラスター計画を策定
  - ＊ **国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農、アニマルウェルフェア、家畜衛生、鳥獣害防止といった成果目標を設定**

【支援内容】

④　持続性向上に必要な施設・機械（車両消毒ゲート、野生動物侵入防止柵・壁、防除機械など）を支援可能

●適切な規模・価格での機械導入を推進するための方策を検討

２．優良繁殖雌牛更新加速化事業の奨励金交付単価

優良な繁殖雌牛	10万円/頭
遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛	15万円/頭

３．ICT化等機械装置等導入事業の支援内容

省力化のための機械の導入・実証を支援。
スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援。

［お問い合わせ先］　（１の事業）　畜産局企画課　（03-3501-1083）
（２、３の事業）　畜産振興課　（03-6744-2587）

31　肥料の国産化･安定供給

令和９年度予算概算要求額　10,034百万円（前年度 34百万円）

＜対策のポイント＞

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援**するとともに、**価格転嫁が間に合わない場合に必要となる肥料価格急騰対策に関する調査**等を実施します。

また、**化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援**します。

＜事業目標＞

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%［令和12年度まで］）

畜産分野の温室効果ガス排出削減（29万t-CO_2［令和７年度→令和12年度まで］）（１の①のイ事業）

＜事業の内容＞

１．国内肥料資源利用拡大対策事業　　**7,008百万円（前年度 ８百万円）**

①施設整備等への支援

ア　堆肥等の高品質化･ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。【補助上限額：20億円（一部を除く）】

イ　温室効果ガスの排出削減に資する家畜排せつ物の管理方法への変更を行うための施設整備等を支援します。

②国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

ア　ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。【補助上限額：肥料の試作２百万円、それ以外３千万円（いずれも機械導入費を除く）（一部は補助上限額なし）】

イ　関係事業者間のマッチングや理解醸成、販路開拓指導等の取組を支援します。

③肥料価格急騰対策に関する調査

国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行います。

④国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査します。

２．家畜排せつ物堆肥流通性向上加速化支援事業　　**3,000百万円（前年度 － ）**

堆肥センター等共同利用施設における、家畜排せつ物由来の堆肥の肥料利用の促進に必要な施設整備等を支援します。

３．肥料原料備蓄対策事業　　**26百万円（前年度 26百万円）**

主要な肥料原料の備蓄及びこれに必要な保管施設の整備を支援します。

＜事業の流れ＞

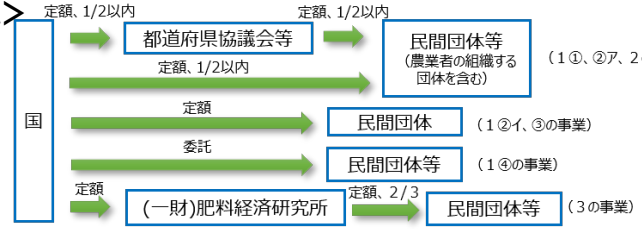

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］

（１①ア、②、③、３の事業）　農産局技術普及課　（03-6744-2107）

（１②ア、④の事業）　農業環境対策課　（03-3593-6495）

（１①、②、２の事業）　畜産局畜産振興課　（03-6744-7189）

38　食料等安定輸入体制確立対策事業

令和９年度予算概算要求額　2,700百万円（前年度 10百万円）

＜対策のポイント＞

食料安全保障の確立に資するため、国内生産で国内需要を満たすことができない**食料及び生産資材の輸入元国でのサプライチェーン確保に向けた民間企業の海外投資案件の形成や、農産物をめぐる国際情勢の変化に対応するため民間事業者が農産物の輸入元国を切り替える際に必要となる取組等を支援**します。

＜事業目標＞

○　国民生活上必須である主要穀物等の安定的輸入の確保

○　国内生産で国内需要を満たせない食料・生産資材のサプライチェーン強靭化に資する案件形成数（1件［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．食料・生産資材の安定的なサプライチェーンの確保に向けた投資可能性調査・実証支援事業 500百万円（前年度 10百万円）

国内生産では国内需要を満たすことができない食料・生産資材の安定的な輸入を確保するため、これらのサプライチェーンの強靭化等に資する民間企業による**海外投資案件の形成に向けた投資可能性調査・実証に必要な経費を支援**します。

【事業期間：上限2年、補助率：1/2以内】

２．輸入元国転換等支援事業　2,200百万円（前年度 －）

農産物をめぐる国際情勢の変化に対応するため、民間事業者が輸入農産物の輸入元国を切り替える際、**当該輸入農産物を周年にわたり安定供給するため必要となる取組**や、これに付随して実施する**新商品開発の取組を支援**します。

【事業期間：1年、補助率：定額】

＜事業の流れ＞

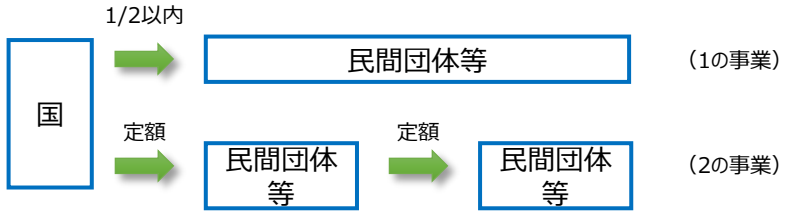

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］　輸出・国際局国際地域課　　（03-3502-8434）

41　合理的な価格の形成

令和９年度予算概算要求額　806百万円（前年度 201百万円）

＜対策のポイント＞
食料の持続的な供給に向けて、食料システム法に基づく**合理的な費用を考慮した価格形成**及び**消費者等への理解醸成**を図る関係者の取組を後押しします。

＜事業目標＞
農業・食料関連産業の国内生産額の増加（121兆円［令和６年概算値］→150兆円［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．コスト調査、取引実態調査　　**200百万円（前年度 68百万円）**

① コスト指標の作成や消費者等の理解醸成を促進するため、食品等を対象に、産地や生産方式の違い等も踏まえ、**生産から販売に至る各段階のコスト構造等の調査**を行います。

② 食品等の取引における**価格交渉・価格転嫁の状況、取引における課題、事業者の経営概況等**について、食料システムの関係者を対象に、**取引実態調査**を行います。

２．コスト指標作成等実証支援　　**106百万円（前年度 － ）**

コスト指標の活用を促進するため、**コスト指標の作成に向けた合意形成を図る取組**、コスト指標等を用いた**消費者等の理解を促す取組の実証**を支援します。

３．消費者等の理解醸成のための広報　　**300百万円（前年度 － ）**

持続的な食料供給の実現の観点から、消費者等の理解醸成を図り行動変容を促すため、**食料の生産・製造・流通に関わる実態やコスト構造等に関する理解を深めるためのイベント等の情報発信**を行います。

４．フードＧメン活動の推進　　**200百万円（前年度 133百万円）**

農林漁業者・食品事業者の**取引の状況をきめ細かに把握**するため、**フードＧメン**によるヒアリング等を実施し、食料システム法に基づく**指導・助言、勧告・公表**等を行います。

＜事業の流れ＞

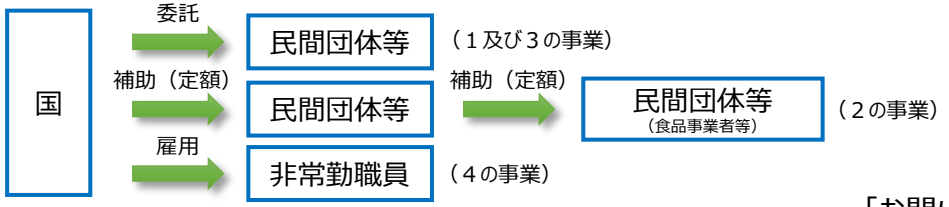

＜事業イメージ＞

１ コスト調査、取引実態調査

① コスト構造等の調査
② 価格交渉状況等の取引実態調査

２ コスト指標作成等実証支援

関係者の合意形成

消費者等の理解を促す取組例：店頭での情報発信、検証

コスト指標作成のための合意形成、
消費者等の理解を促す取組の実証

３ 消費者等の理解醸成のための広報

地方でのイベント開催
学習教材開発

食料の生産・製造・流通に関わる実態やコスト構造及びその背景事情等の情報発信

４ フードＧメン活動の推進

国 → 雇用 → フードＧメン

↓

農林漁業者・食品事業者へのヒアリングで取引状況を把握

↓

結果に基づき指導・助言等

［お問い合わせ先］　大臣官房新事業・食品産業部企画グループ　（03-3502-5742）

43　経済的理由により十分な食料を入手できない者、買物困難者の食品アクセスの確保

令和９年度予算概算要求額　3,030百万円（前年度 435百万円）の内数

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、**フードバンクの安定的・持続的な体制の構築、出し手と受け手をつなぐコーディネーターの配置、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築等を支援**します。

＜事業目標＞

○　フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t［令和12年度まで］）（食料・農業・農村基本計画のKPI）
○　買物困難者への対策の取組が行われている市町村割合の増加（90%［令和12年度まで］）（食料・農業・農村基本計画のKPI）等

＜事業の内容＞

1．食品アクセス確保対策事業　　625百万円（前年度 15百万円）

①　大規模又は広域的な取組を行うフードバンクの機能強化

ア　未利用食品の受け手となる**フードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる安定的・持続的な体制構築**のために必要な経費を支援します。

イ　**食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築を促進**するとともに、**食品事業者等からの食品受入れを円滑化**するための専門家の派遣による人材育成を支援します。

②　円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の連携体制の整備

円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携する体制づくりを支援**します。

2．持続可能な食品等流通総合対策事業　　2,405百万円（前年度 420百万円）の内数

食品流通業者等の関係者が取り組む買物困難者の**食品アクセスの確保につながる取組**のほか、ラストワンマイル配送等に必要な**設備・機器等の導入を支援**します。

＜事業の流れ＞

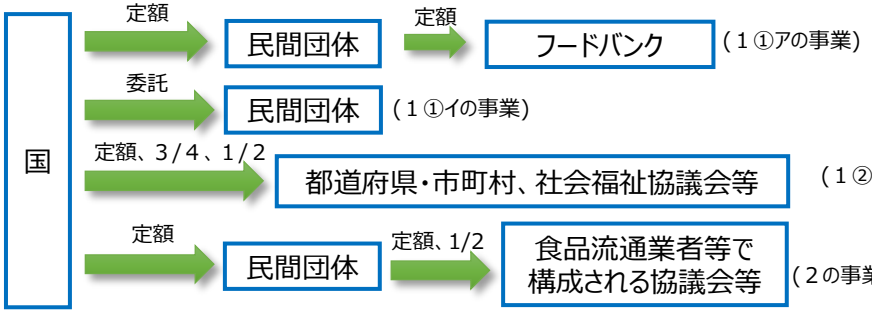

＜事業イメージ＞

フードバンク支援　［１①の事業について］

<フードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる体制の構築を支援>
<食品の出し手と受け手のつながりの構築を支援>

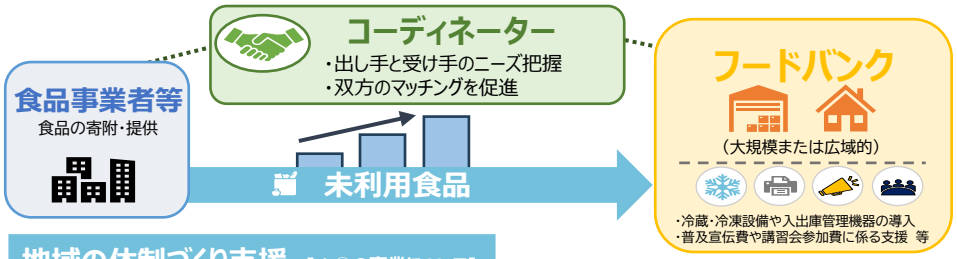

地域の体制づくり支援　［１②の事業について］

<地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援>

ラストワンマイル配送支援　［２の事業について］

［お問い合わせ先］
（１の事業）消費・安全局消費者行政・食育課　（03-3502-5723）
（２の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課　（03-6744-2389）

44 食料システム法（計画認定制度）を通じた持続的な食料システム構築に向けた支援

令和９年度予算概算要求額 32,811百万円の内数（前年度 12,544百万円の内数）

＜対策のポイント＞
食料システム法に基づく計画認定制度と連携し、食品等事業者が行う食品等の持続的な供給に資する取組を幅広く支援します。

＜政策目標＞
計画認定制度に基づく事業活動の取組数 2030年までに1,000件 ➡「農業・食料関連産業の国内生産額」 2030年までに150兆円

＜事業の全体像＞

食料システム法に基づく計画認定制度と連携した主な支援

※【 】は概算要求額

安定取引関係確立事業活動関連

農林漁業との連携の強化・安定的な取引関係の確立等

・産地連携促進総合対策事業のうち産地連携支援対策＊
【7,064百万円】（前年度 － ）

・強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプ†
【13,815百万円の内数】（前年度 12,013百万円 ）

流通合理化事業活動関連

食品等の流通の効率化、モーダルシフトの推進等

・持続可能な食品等流通総合対策事業＊
【2,405百万円】（前年度 420百万円）

・強い農業づくり総合支援交付金（卸売市場施設等支援タイプ） ＊
【13,815百万円の内数】（前年度 12,013百万円）

・卸売市場再編集約等整備事業＊【7,844百万円】（前年度 － ）

環境負荷低減事業活動関連

食品ロス削減、プラスチック排出抑制・再生利用等

・食品ロス削減等総合対策事業のうち食品ロス削減等モデル支援＊
【351百万円の内数】（前年度 16百万円の内数）

・食品産業プラスチック資源循環対策事業のうち食品容器包装における再生プラスチック利用拡大♯【150百万円】（前年度 15百万円）

各事業活動に関連するフードテックビジネス、省力化投資の促進等

日本の強みを活かしたフードテックビジネスの展開等

・フードテックビジネス実証・実装事業＊【429百万円】（前年度 － ）

省力化に向けた設備・システムの導入等

・フードテック活用食品産業効率化支援事業【580百万円】（前年度 － ）
①業種横断型プロジェクト支援♯
②食品製造業生産性向上モデル支援＊
③飲食業生産性向上モデル支援＊

＊：計画認定制度の認定を要件化
♯：計画認定制度の認定を受けている場合、審査時にポイント加算
†：「食料システム構築計画」の承認が必要であるところ、安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けている場合、「食料システム構築計画」の策定は不要

※この他19事業で計画認定制度の認定事業者に対する優先採択や審査時のポイント加算等を措置予定。

連携支援事業関連（地域コンソーシアムの取組支援）

食料システム関係者の連携に基づく地域発の食ビジネス創出

・地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業
【51百万円】（前年度 24百万円）

・地域型食品企業等連携促進事業【121百万円】（前年度 56百万円）

［お問い合わせ先］ 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ （03-3502-8051）

48　地域農業の将来像の実現に向けた取組支援

令和９年度予算概算要求額　129,003百万円（前年度 40,657百万円）

＜対策のポイント＞
地域計画の見直し・実現を後押しするため、地域で一体となった農地の集約化、農地の大区画化等の基盤整備、担い手の誘致、人材育成、農地を引き受ける担い手の機械・施設導入等を総合的に実施します。

＜事業の全体像＞

地域計画による地域農業の将来像の明確化

地域計画の継続的な見直し

地域の話合いを踏まえ、市町村が策定する地域計画において、
①地域農業の将来ビジョン
②10年後の農地利用の姿
を明確化

（将来ビジョンの例）
- 地域ぐるみでの農地集約化
- 担い手の規模拡大
- 集落営農法人の立ち上げ
- 地域外の担い手誘致
- 新規就農者の育成・定着
- 基盤整備の実施
- 集約した農地の畦畔除去等による大区画化
- 荒廃農地の解消と有効利用
- 共同利用施設の整備等による産地化の推進

地域ぐるみでの農地集約化の取組支援

■ **農地集約化促進事業**
地域で一体となった生産性向上等に向けた農地の集約化の取組を支援

【関連対策】大区画化等の基盤整備

■ **農地中間管理機構関連農地整備事業**
農地中間管理機構が借り受けている農地の基盤整備について、一定の条件の下で農家負担なしで実施

■ **農地耕作条件改善事業**
農地中間管理機構による担い手の農地の集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援

■ **大区画化等加速化支援事業**
法人等の農業者が自ら施工することによる農地の大区画化等を支援

■ **最適土地利用総合対策のうち荒廃農地再生支援事業**
再生利用が可能な荒廃農地の解消（刈払・伐根、整地、支障物除去、簡易な基盤整備）を支援

産地づくりのための共同利用施設の整備等

■ **強い農業づくり総合支援交付金**
産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援

■ **新基本計画実装・農業構造転換支援事業**
老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援

農地の受け皿となる経営体への支援

■ **農地利用効率化等支援事業**
■ **地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業**
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な機械の導入等を支援

■ **集落営農経営転換加速化事業**
集落営農の法人化や連携・合併による持続可能な経営への転換に向けた人材の確保や新たな作物の導入等の取組を支援

■ **新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業**
■ **地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業**
就農後における経営発展のための機械導入等を支援

■ **雇用就農総合対策のうち経営拡大・独立就農育成事業** 及び **雇用体制強化事業**
新たに雇用した新規就農者に対するOJT研修や経営体における働きやすい環境づくりに向けた取組を支援

新たな担い手確保への支援

■ **農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート推進事業及び農業参入促進対策**
都道府県等が行う地域外の担い手の誘致を支援

■ **新規就農者育成総合対策（農業教育研修環境整備事業）のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業**
■ **地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業**
新規就農者を誘致するための体制づくりや研修農場の整備等を支援

［お問い合わせ先］　経営局農地政策課　（03-6744-2149）

49－1 地域計画に基づく農地の集約化のうち
地域連携型農地集約化サポート事業

令和９年度予算概算要求額　4,070百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

意欲ある市町村を中心に、農業委員会だけでなく、**市町村が指定する協力団体**（農協、土地改良区、農地バンク、民間事業者等）**が連携**し、**地域計画の継続的な見直し**と**農地の集約化の実現に向けて現場活動**（農地所有者等の意向把握、農地の利用調整等）**を強化する取組を支援**します。また、**都道府県による市町村段階の現場活動をサポートする取組を支援**します。

＜政策目標＞

担い手への農地集積率向上（７割［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

地域連携型農地集約化サポート事業　　**4,070百万円**（前年度 － ）

① 都道府県段階

地域計画の継続的な見直しと**農地の集約化の実現に向けて現場活動に取り組む市町村段階での課題等の解決**のため、司法書士やファシリテーター等の派遣、民間事業者が作成するデジタル地図の提供、**マンパワー不足の市町村へのサポート等に要する経費を支援**します。

② 市町村段階

市町村が農協、土地改良区、農地バンク、民間事業者等（協力団体）を指定した上で、**市町村が中心となって農業委員会や協力団体と連携して行う、現場活動**（農地所有者・農業者の意向確認、農地の利用調整、企業参入・新規就農の誘致等）**に要する経費を支援**します。

＜事業の流れ＞

国 →（補助（定額））→ 都道府県 →（補助（定額））→ 市町村

＜事業イメージ＞

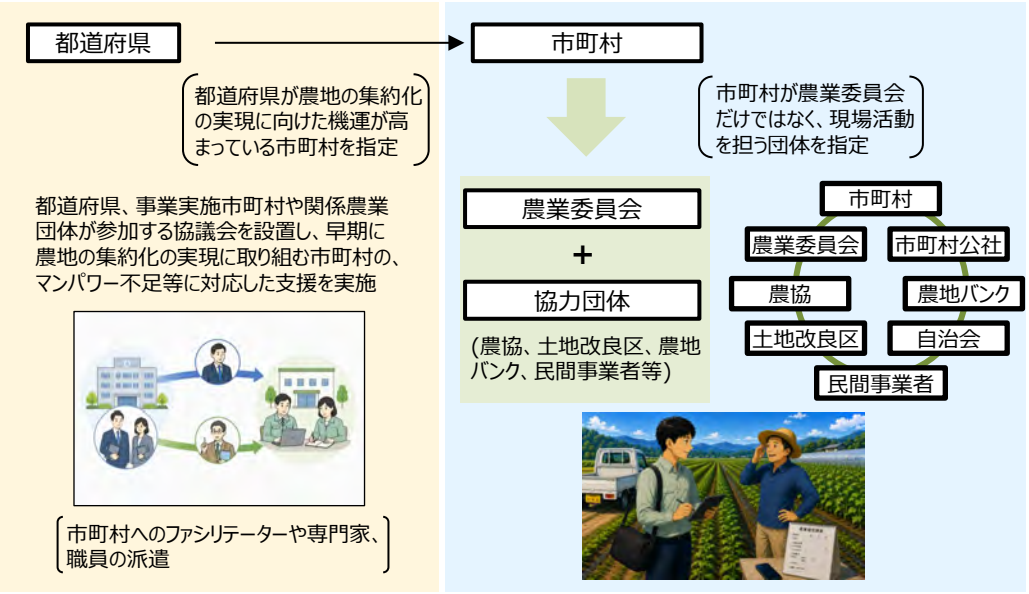

都道府県の取組

- ○ 市町村段階での現場活動に必要なファシリテーター等の派遣
- ○ 民間事業者等のデジタル地図の提供
- ○ 優良事例の収集・横展開　等

※ 協議会の活動にも支援

市町村段階の取組（現場活動）

- ○ 所有者等の意向確認
- ○ 受け手不在農地の解消の取組
- ○ 農地の利用調整（賃貸借期間、賃料等）
- ○ 農地のマッチングシステムの導入
- ○ 企業参入・新規就農の誘致　等

［お問い合わせ先］　経営局農地政策課　（03-6744-2149）

49－2 地域計画に基づく農地の集約化のうち 農地中間管理機構の機能発揮

令和９年度予算概算要求額　13,171百万円（前年度 4,644百万円）
関連事業：地域連携型農地集約化サポート事業　4,070百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

市町村等による現場活動を行う体制を強化するとともに、当該現場活動と連携し、地域計画の早期実現に向けた、**農地バンクを活用した農地の集約化等の取組**を支援します。また、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、**農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致**するための取組を支援します。

＜政策目標＞

担い手への農地集積率向上（７割［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農地中間管理機構事業　　9,171百万円（前年度4,644百万円）

市町村等が担い手を誘致すると位置付けた農地等を農地バンクが積極的に借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う**農地相談員の配置等による事業推進**など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う**遊休農地の解消**の取組を支援します。さらに、農地バンクの**農地買入**等に対する**利子を助成**します。

２．農地集約化促進事業　　4,000百万円（前年度 － ）

地域計画の早期実現に向け、**農地バンクを通じた貸借等**により、**農地の集約化等に取り組む地域**を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた**大規模な農地の集約化等**の取組を支援します。更に**地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用**して**新たな担い手を誘致する団地の創出**に取り組む地域を支援します。

（関連事業）地域連携型農地集約化サポート事業 4,070百万円（前年度 － ）

＜事業の流れ＞

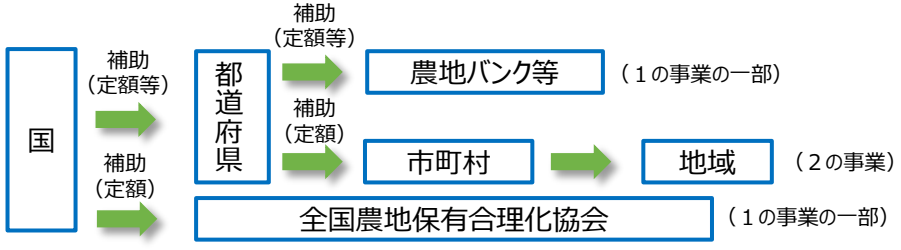

＜事業イメージ＞

農地バンクによる農地の集約化等（イメージ）

農地バンクの機能発揮

○　農地の権利設定を一元的に担う農地バンクの運営や農地相談員による現場活動等を支援
○　農地バンク等が受け手が位置付けられていない農地の中間管理を行い、担い手等に転貸する取組を支援
○　新規就農者向けの研修農地等の確保を支援

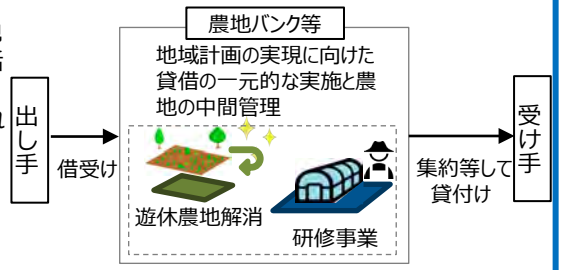

農地集約化の促進

①　集約化加速タイプ
　農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付【1.0万円～3.0万円/10a】
　これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付【5.0万円/10a】
②　地域集約化実現タイプ
　農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付【2.0万円～2.6万円/10a】

［お問い合わせ先］　経営局農地政策課　（03-6744-2151）

49－3　地域計画に基づく農地の集約化のうち
農業委員会による農地利用の最適化の推進

令和９年度予算概算要求額　11,908百万円（前年度 12,806百万円）
関連事業：地域連携型農地集約化サポート事業　4,070百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞
地域計画の実現に向け、**農業委員会による農地利用の最適化活動の推進**や、**不在村農地所有者の意向把握**を通じた**受け手不在農地の解消等に必要な経費を支援**します。

＜政策目標＞
担い手への農地集積率向上（７割［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業委員会交付金　**4,718百万円**（前年度 4,718百万円）
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

２．機構集積支援事業　**3,009百万円**（前年度 3,467百万円）
遊休農地の措置、**所有者不明農地に係る権利関係調査や公示等の制度に必要な手続、農地等のデータベースの運用**等を支援します。

３．農地利用最適化推進事業　**3,135百万円**（前年度 3,919百万円）
農業委員及び農地利用最適化推進委員が行う**農地利用の最適化活動**を推進するために要する経費を支援します。

４．都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金　**523百万円**（前年度 523百万円）
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

５．農地調整費交付金　**47百万円**（前年度 47百万円）
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

６．不在村農地所有者に対するアプローチ推進事業　**476百万円**（前年度 － ）
地域計画の見直しを通じた農地の集約化を促進するため、**不在村農地所有者に対して行う**農地の利活用に関する情報発信や相談会に要する経費を支援します。

(関連事業) 地域連携型農地集約化サポート事業　**4,070百万円**（前年度 － ）

＜事業の流れ＞

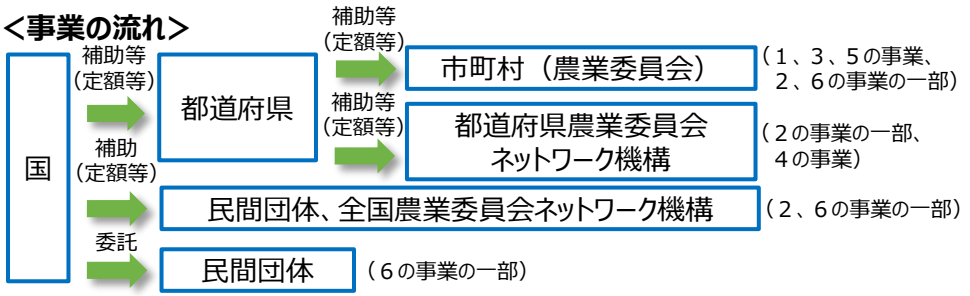

＜事業イメージ＞

農業委員会の活動

○　農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）
○　農地利用の最適化のための活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消 等）
→地域計画の実現に向けた取組を実施

【N農業委員会の活動事例】
・　地域計画策定後も座談会を開催し、目標地図の確認や遊休農地の発生状況、担い手確保等について協議。
・　地域の意見を踏まえ、新規就農者支援や情報提供の充実等に取り組み、地域計画の継続的な見直しを実施。

※　都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

【農地利用最適化推進事業】
・　農地利用最適化推進委員等による農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付

【機構集積支援事業】
・　農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動に加え、農業委員会事務局が行う農地利用の最適化活動に係る事務費を支援

［お問い合わせ先］　経営局農地政策課　（03-6744-2149）

50 新規就農者育成総合対策

令和９年度予算概算要求額　18,268百万円（前年度 10,427百万円）

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設の導入等**を**地方と連携して支援**するとともに、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金の交付**、地域における**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備**等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の全体像＞

１．経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設の導入等を支援**する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

２．資金面の支援

① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

① 地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の**誘致体制の整備**、**研修農場の整備**等の取組を支援します。
② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

＜事業の流れ＞

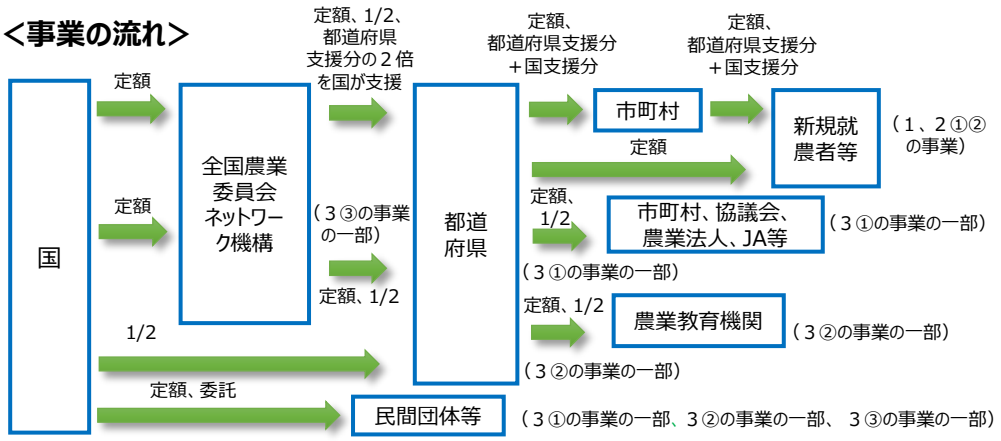

１．経営発展への支援

経営発展支援事業　（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）
支援額：国費上限500万円（２①の交付対象者は上限250万円）
補助率：都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2　〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）
特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
［機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）］

２．資金面の支援

①　経営開始資金
対象者：認定新規就農者(就農時49歳以下)
支援額：13.75万円/月(165万円/年)×最長３年間
補助率：国10/10

②　就農準備資金
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：13.75万円/月(165万円/年) ×最長２年間
補助率：国10/10

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

①　農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
- 新規就農者の誘致体制の整備
  効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- 研修農場の整備
  実践的な研修に必要な農業用機械・設備導入、施設整備
- 都道府県が地域をバックアップする取組
- 全国トレーニングファーム推進協議会の運営

②　農業教育高度化事業
- 農業大学校・農業高校等における取組
  施設整備、農業機械・設備等の導入、教育カリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
- 国際的な人材育成に向けた海外研修　等

③　農業人材確保推進事業
- 就農相談・情報発信、就農相談会の開催等
- 職業としての農業の魅力発信

（関連事業）地域農業構造転換支援対策

① 認定新規就農者(65歳未満)に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。（新規就農者チャレンジ事業）

② 現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を支援します。（スマート農業研修教育環境整備事業）

［お問い合わせ先］　経営局就農・女性課　（03-3502-6469）

51　雇用就農総合対策

令和９年度予算概算要求額　3,753百万円（前年度 2,816百万円）

＜対策のポイント＞
農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、**新たに雇用した新規就農者に対する実践的な研修（OJT研修）の実施、従業員が働きやすい環境づくり、労働関係法制の見直しに対応するための体制整備**等を総合的に推進します。

＜政策目標＞
農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

１．実践的な研修（OJT研修）への支援　育成促進

経営規模の拡大や**独立希望者の育成**により、**地域の農地を引き受ける経営体を支援**するため、当該経営体が**就農希望者を新たに雇用し、実践的な研修（OJT研修）**を実施する場合に、支援します。**（年間最大120万円、最長２年間）**。

２．トライアル雇用就農への支援　トライアル

正規雇用に向けた**トライアル雇用就農のマッチング、フォローアップ**等を支援します。

３．雇用体制強化への支援

① **働きやすい環境づくりコース**　働きやすい
就業規則の策定や作業工程の見直し等による働きやすい環境づくりを支援します。

② **推進体制整備コース**　推進体制
労働環境改善や**労災保険の加入促進**等のための推進体制の構築等を支援します。

＜事業の流れ＞

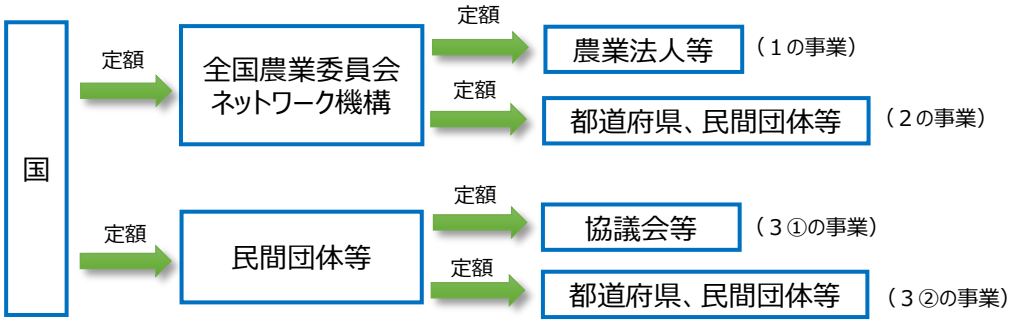

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］　経営局就農・女性課　（03-6744-2160）

55　担い手への農業用機械・施設の導入

令和９年度予算概算要求額 15,431百万円（前年度 4,007百万円）

＜対策のポイント＞
地域の中核となって**農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合**に**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

＜事業目標＞［2030年まで］
○　担い手への農地集積率　７割　　○　販売金額に占める担い手のシェア　９割

＜事業の内容＞

１．地域農業構造転換支援対策　　**14,344百万**（前年度 2,920百万円）

①　地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって**農地を引き受ける担い手**が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

②　新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の**早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援**します。

○ 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
○ 成果目標　※以下から選択
- 経営面積の３割又は４ha以上の拡大
- 付加価値額１割以上の拡大
- 労働生産性３%以上の向上

２．農地利用効率化等支援事業　　**1,087百万円**（前年度 1,087百万円）

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）
○ 補助率：3/10以内
○ 補助上限：300万円等

＜事業の流れ＞

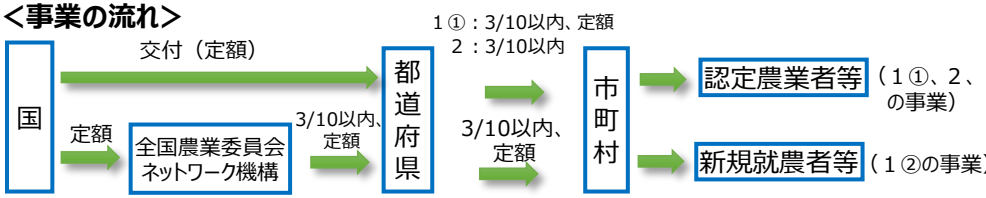

＜事業イメージ＞

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援

＜対象となる農業用機械・施設＞
成果目標の達成に直結する農業用機械・施設
（例）

＜対象者＞
地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

＜対象地域＞
地域計画の目標集積率が６割以上（都府県の中山間地域は５割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

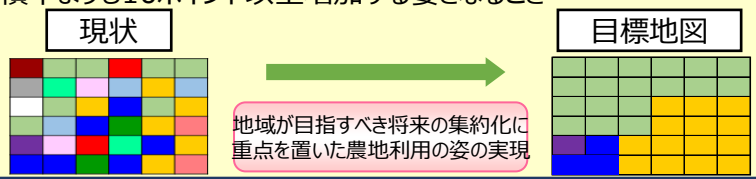

地域農業の維持・発展

［お問い合わせ先］
1①、2の事業　経営局経営政策課　(03-3502-6444)
1②の事業　就農・女性課　(03-3502-6469)

56 地域農業構造転換支援対策

令和９年度予算概算要求額　15,776百万円（前年度 2,920百万円）

＜対策のポイント＞
地域農業の構造転換に向けて、**新規参入する法人・企業等や地域の中核となる担い手**が、生産性の向上や付加価値額の拡大を伴いながら、**より多くの受け手のいない農地を引き受ける**ことで、**地域内で持続的な営農を可能にする必要**があります。このため、**機械・施設の導入**等に加え、**現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援**します。

＜事業目標＞［2030年まで］
〇担い手への農地集積率 ７割　〇販売金額に占める担い手のシェア ９割　〇スマート農業技術を活用した面積の割合 50%

＜事業の全体像＞

1.地域農業構造転換支援事業等

① 地域農業構造転換支援事業
地域の中核となって**農地を引き受ける担い手**が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

② 新規就農者チャレンジ事業
認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。

○ 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円

農薬散布用ドローン

自動操舵トラクター

2.スマート農業研修教育環境整備事業

現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援します。

○農業大学校等における**スマート農業機械・設備等の導入**等

GPSアシスト機能付き田植え機

自走式草刈機

○スマート農業技術を導入した研修農場の整備等

○雇用型経営に必要な高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修カリキュラムの開発・実施等

［お問い合わせ先］　１①の事業　経営局経営政策課　（03-3502-6444）
１②、２の事業　就農・女性課　（03-3502-6469）

59 農業農村整備事業＜公共＞

令和９年度予算概算要求額　437,453百万円（前年度 336,502百万円）

＜対策のポイント＞

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の**農業生産基盤の整備・保全を**推進します。

＜事業目標＞

○　農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比６割削減［令和11年度まで］）

○　農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の**管理作業の省力化に資する整備**、**水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備**等を推進します。

２．農業水利施設の戦略的な保全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのＩＣＴ導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により**管理作業の省力化**を推進します。また、**土地改良区等による適切な施設管理**を推進します。

３．農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した**流域治水の取組**を推進します。また、**農業集落排水施設、農道等の強靱化**を推進します。

＜事業の流れ＞

国 →（1/2等）→ 都道府県
国 →（1/2等）→ 都道府県 → 市町村等

※　事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

１．スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

２．農業水利施設の戦略的な保全管理

３．農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

［お問い合わせ先］　農村振興局設計課　（03-3502-8695）

61 大区画化等加速化支援事業

令和９年度予算概算要求額　6,658百万円（前年度 500百万円）

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本計画に基づき、**初動５年間で農業構造転換を推進**し、生産性の向上を図るため、**法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組**を支援します。

＜事業目標＞

○ 水田の基盤整備（約９万ha）うち、1ha以上の大区画化（約６万ha［令和11年度まで］）
○ 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**簡易な基盤整備を定額・定率で支援**します。
【定額上限】区画拡大　７万円/10ａ、畦畔除去　４万円/100m、
暗渠排水 18万円/10ａ　等
※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
１ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

２．調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する**調査・調整活動等に要する経費を定額で支援**します。
【定額上限】300万円/地区

３．大区画化等推進協議会の事務費

大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。
【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 農地の区画拡大を実施すること

＜事業の流れ＞

国 →（1/2等、定額）→ 大区画化等推進協議会 → 農業者等（１、２の事業）
国 →（定額）→ 大区画化等推進協議会（３の事業）

※大区画化等推進協議会：各都道府県に１つ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

＜事業イメージ＞

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

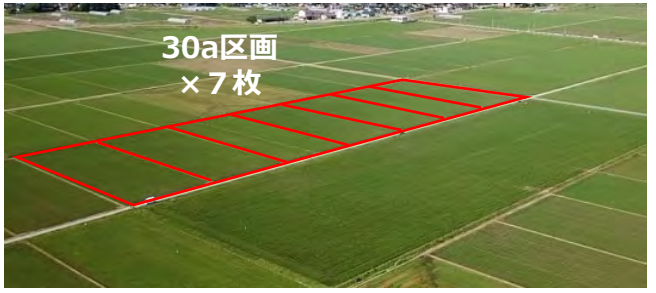

簡易な基盤整備により区画拡大

［お問い合わせ先］　農村振興局農地資源課　（03-6744-2208）

76 経営所得安定対策

令和９年度予算概算要求額（所要額）260,655百万円（前年度 246,235百万円）

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

１．畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）197,410百万円（前年度 192,413百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

２．米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）52,067百万円（前年度 46,777百万円）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和８年産収入額の合計が、過去の平均収入である**標準的収入額**を下回った場合に、**その差額の９割を農業者と国が１対３の割合で負担し、補塡**します。

３．経営所得安定対策等業務運営事業等　11,178百万円（前年度 7,046百万円）

農業再生協議会が行う交付申請の受付や要件確認など、**経営所得安定対策等の運営に必要な経費**を助成します。また、**水田政策の見直し**に伴う**システム改修**に加え、**人工衛星による作付確認**や**申請手続の電子化**など効率化の取組に助成します。

＜事業の流れ＞

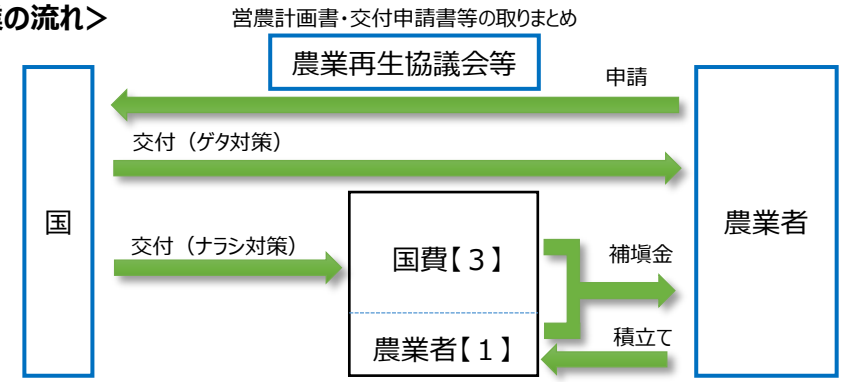

＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

［交付単価］（令和８年産から適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,090円/1t	5,380円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,090円/1t	15,030円/1t
そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg
なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg

［面積払］当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

２万円/10ａ（そばについては、1.3万円/10ａ）

<交付単価のイメージ>

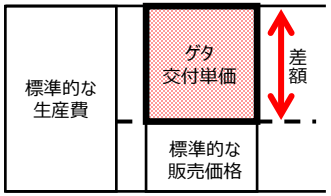

<数量払と面積払との関係>

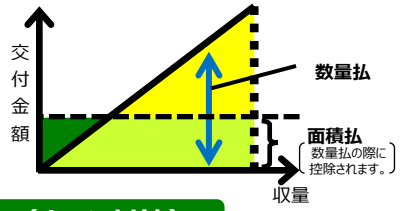

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

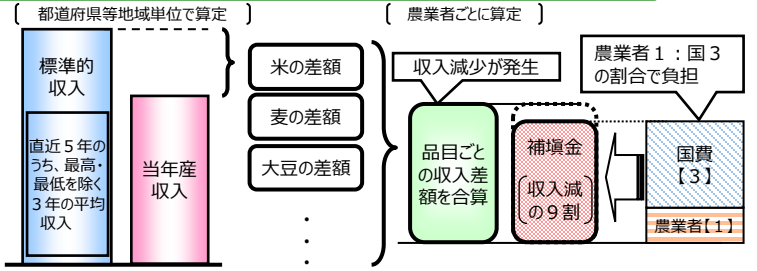

［お問い合わせ先］　農産局穀物課経営安定対策室　（03-3502-5601）

89　鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

令和９年度予算概算要求額　19,932百万円（前年度 9,982百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策**や**ジビエ利用拡大への取組**等を支援します。また、森林における**効果的・効率的なシカ捕獲の取組**を実施、支援します。

＜事業目標＞

○　野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）［令和11年度まで］）
○　捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．鳥獣被害防止総合対策交付金　　19,574百万円（前年度　9,900百万円）

① 鳥獣被害防止総合支援事業
　シカやイノシシ、クマ、サル等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や、**強固な侵入防止柵の整備**、**自治体の体制強化、ジビエ利用拡大**等を支援します。

② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
　都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。

③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
　被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。

④ シカ・クマ特別対策等事業
　シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。

⑤ スマート捕獲等普及加速化事業
　スマート鳥獣害対策と**農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策**等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

⑥ 鳥獣被害対策基盤支援事業
　被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。

【関連】 **鳥獣被害対策タスクフォースへの支援**
　交付金の各メニューにおいて、**対策の高度化に取り組む**重点支援対象市町村に対し、**重点的に支援**します。

＜事業の流れ＞

国 →（交付定額）→ 都道府県 →（定額、1/2等）→ 地域協議会等（①、③、④、⑤の事業）
国 →（定額）→ 都道府県（②、④、⑤の事業）
国 →（定額）→ 民間団体等（民間企業、一般社団法人を含む）（⑥の事業）

２．シカ等による森林被害緊急対策事業　　359百万円（前年度　82百万円）

林業関係者と地域関係者が連携し、シカ捕獲ポイントの特定調査など、**効率的な捕獲に必要な取組**を実施、支援するとともに、**再造林地でのシカ捕獲・防護手法の実証**支援や国有林野における**国土保全のための広域的なシカ捕獲**を実施します。

※国有林においては、直轄で実施

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県等

＜事業イメージ＞

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕

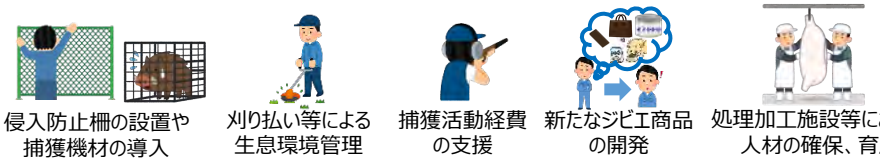

〔鳥獣対策の取組〕

① 広域柵・強固な柵の整備
集落全体を防護する広域的な柵や、維持管理負担の軽減に資する物理的に強固な柵の整備を支援

② スマート捕獲等の普及の加速化
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援

〔ジビエ利用推進の取組〕

① 捕獲から消費まで各段階の取組を推進
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進

② 新たな流通体制整備の推進
新たな流通・販売体制の構築、整備に向けた取組を推進

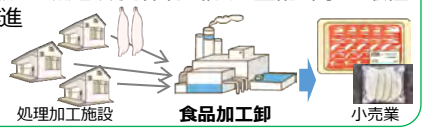

〔クマ対策の取組〕
クマの被害対策に係る総合的な取組を支援

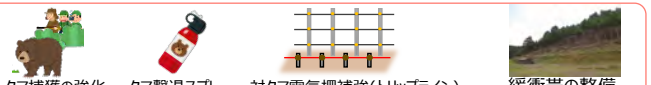

［お問い合わせ先］
（１の事業）　農村振興局鳥獣対策・農村環境課　（03-3591-4958）
（２の事業）　林野庁研究指導課　（03-3502-1063）

資料3

令和８年８月
農林水産省

令和９年度税制改正要望の主要事項について（案）

１　軽油引取税の課税免除の特例措置の３年延長（軽油引取税）

２　農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の２年延長等（所得税・法人税）

３　農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格から 1/3 控除）の２年延長（不動産取得税）

４　農地政策の見直しに伴う税制上の所要の措置

令　和　９　年　度

税　制　改　正　要　望（案）

令 和 ８ 年 ８ 月

農　林　水　産　省

第１ 食料安全保障の強化

１　軽油引取税の課税免除の特例措置の３年延長（軽油引取税）

２　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（７%）［中小企業投資促進税制］の２年延長等（所得税・法人税）

【経産省等４省共管】

３　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金３千万円超の法人は７%）［中小企業経営強化税制］の拡充等（所得税・法人税）

【経産省等４省共管】

４　中小企業事業再編投資損失準備金の３年延長等（法人税）

【経産省等２省共管】

５　特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し（法人税）

【経産省等３府省共管】

６　技術研究組合の所得の計算の特例措置（圧縮記帳）の３年延長（法人税）

【経産省等５省共管】

７　産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置（会社の設立・資本金の増加 0.7%→0.35%等）の３年延長等（登録免許税）

【経産省等３省共管】

８　生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置（３年間、1/2 等）の２年延長（固定資産税）

【経産省共管】

第２　農業の持続的な発展

１　農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の２年延長等（所得税・法人税）

２　生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の３年延長（所得税・法人税）

３　認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減の３年延長（登録免許税）

４　農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格から 1/3 控除）の２年延長（不動産取得税）

【復興庁共管】

５　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の２年延長（不動産取得税）

６　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（３年間、1/2）の２年延長（固定資産税）

７　令和９年度以降の農地の負担調整措置の存続（固定資産税・都市計画税）

８　農地政策の見直しに伴う税制上の所要の措置

９　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（７%）［中小企業投資促進税制］の２年延長等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等４省共管】

10　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金３千万円超の法人は７%）［中小企業経営強化税制］の拡充等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等４省共管】

第３ 農山漁村の活性化

１　過疎地域における事業用設備等に係る割増償却（機械・装置 32%、建物等 48%）の２年延長（所得税・法人税）

【総務省等２省共管】

２　半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度（機械・装置 32%、建物等 48%）の２年延長（所得税・法人税）

【国交省等２省共管】

３　離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度（機械・装置 32%、建物等 48%）の２年延長（所得税・法人税）

【国交省等２省共管】

第４ 森林・林業施策の推進

１　軽油引取税の課税免除の特例措置の３年延長（軽油引取税）（再掲）

２　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の２年延長（不動産取得税）（再掲）

３　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（３年間、1/2）の２年延長（固定資産税）（再掲）

４　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（７%）［中小企業投資促進税制］の２年延長等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等４省共管】

５　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金３千万円超の法人は７%）［中小企業経営強化税制］の拡充等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等４省共管】

第５ 水産施策の推進

１　軽油引取税の課税免除の特例措置の３年延長（軽油引取税）（再掲）

２　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の２年延長（不動産取得税）（再掲）

３　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（３年間、1/2）の２年延長（固定資産税）（再掲）

４　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（７%）［中小企業投資促進税制］の２年延長等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等４省共管】

５　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金３千万円超の法人は７%）［中小企業経営強化税制］の拡充等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等４省共管】

第６ その他

１　金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）

【金融庁等２省庁共管】

２　生命保険料控除制度の拡充の恒久化等（所得税）

【金融庁等３省庁共管】

３　地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の創設（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）

【経産省共管】

４　健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置

【厚労省等４省共管】

５　介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

【厚労省共管】

６　第１次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討

【内閣官房等 13 府省庁共管】

［税制改正見直し事項（廃止・縮減）］

１　東日本大震災の被災者が建造又は取得した漁船に係る登録免許税の免税措置の廃止（登録免許税）

２　東日本大震災の被災者が建造又は取得した漁船の契約書に係る印紙税の非課税措置の廃止（印紙税）

３　認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減の見直し（登録免許税）

【経産省等３省共管】

協議事項１

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書
（原案）

令和８年１１月

一般社団法人　北海道農業会議

令和の米騒動や農業従事者の急速な減少など、我が国の食料安全保障を取り巻く環境が大きく変化する中、国においては、食料・農業・農村基本法の改正、食料システム法の改正、さらには食料・農業・農村基本計画の見直しが行われ、2030 年度の食料自給率 45%の達成に向け、初動 5 年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置付けるなど、我が国の食料安全保障の確立に向けた政策転換が進められている。

しかしながら、令和 7 年度の我が国の食料自給率は、前年度から 1 ポイント低下し 37%となり、過去最低水準となっている。国が食料安全保障を重要な政策課題として掲げ、農業政策の転換を進めている一方で、その基盤となる国内の農業生産力は、農業従事者の減少や高齢化、資材価格の高騰、気候変動の影響などにより、依然として厳しい状況に置かれている。

また、食料システム法の改正に伴い、本年 4 月には米のコスト指標が公表されたところであるが、本年産米の概算金については、全国的にコスト指標を下回る水準となっている。最終的な精算結果を待たず、生産段階において採算性への懸念が生じることは、今後の米の生産継続に大きな影響を及ぼし、結果として離農や作付け縮小につながることが懸念される。

さらに、生食用じゃがいもについては、種いもの生産をめぐる問題を契機として、将来的な国内生産量の確保が課題となっているにもかかわらず、国内の生産基盤を維持・強化するための対策と併せた検討よりも、輸入による供給確保の議論が先行している状況にある。短期的な需給安定を図ることは必要である一方、国内の生産基盤が一度失われれば、それを再構築することは容易ではなく、長期的な食料安全保障の観点から、国内生産力を維持・強化することが不可欠である。

このように、我が国の食料安全保障を確立するためには、単に不足する農産物を確保するだけではなく、将来にわたり国内で農業生産を継続できる環境を構築し、生産者、生産基盤及び地域の農業・農村を一体的に維持していくことが重要である。

北海道は、我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、馬鈴薯、豆類、てん菜、酪農・畜産など、多様な農畜産物を安定的に生産し、我が国の食料供給を支える重要な役割を担っている。

したがって、北海道農業の生産基盤を維持・発展させることは、北海道の産業・地域社会を維持するためだけではなく、我が国全体の食料安全保障を確保する上でも極めて重要である。

このため、北海道の農業・農村が将来にわたり我が国の食料供給を支える役割を果たし、持続的な国内生産力を確保するため、以下について要望する。

令和　８年１１月

一般社団法人　北海道農業会議
代表理事会長　菊　入　　等

農業構造転換集中対策について

農家人口が急激に減少する中において、将来の農地維持・農業生産量を確保するために、農地の大区画化やスマート農業の導入、共同利用施設の再編など、生産性の向上や省力化により、今後の日本農業を維持するために、農業構造転換集中対策が実施されているところである。

しかしながら、現行の対策においては、農家人口が減少した後の対策が中心であり、農家人口の維持、減少を緩やかにする対策が十分に措置されていない状況にある。

農村部における農家人口の減少は、自治体や地域経済の維持と直結する問題であることから、生産性向上を図りつつ、新規就農の確保や農家人口の減少を緩やかにする対策も必要となる。

このため、現行の農業構造転換集中対策に加え、地方創生と一体的な農家の担い手対策の構築を検討すること。

農家人口を維持するための新たな支援施策の構築

我が国の農業は、農業者の高齢化、担い手不足に伴い、今後、急速に農家人口が減少することが見込まれ、農地維持・農業生産量の確保に大きな課題を抱えている。
政府は、現在、農業構造転換集中対策において、生産性の向上や省力化に向けた対策を講じているが、農家人口の減少を緩やかにする対策を講じることも必要であると考える。

農家人口の減少を緩やかにするためには、新規就農など新たな担い手を確保することも重要であるが、農業者の離農年齢を引き上げることも必要となる。

近年、世界情勢の不安定化や円安の進行に伴い、あらゆる資材が高騰しており、農機具等も著しく高騰している状況にあり、高齢農家は、高額な農機具の更新が困難であることを理由に離農を決断するケースも少ないなく。

食料・農業・農村基本計画では、農業支援サービス事業者の育成など、一定程度方向性は示されているが、コントラクターなどのサービス事業体で全てをカバーできる状況ではない。
また、コントラクター等が存在しない地域において、人口減少の中、新たな組織を設置することは現実的ではないと考えられる。

離農年齢を引き上げるためには、高騰し続ける農機具やスマート農業の導入に関する新たな支援施策が必要になる。

我が国の建設業界を見ると、高額な建設機械のレンタルが当たりまえとなっており、約 2,000 社存在しており、建機のレンタル市場が構築されている。

このため、高齢農家等が農機具やスマート農業を導入するにあたり、購入やリースのみではなく、レンタルできる仕組みを創設すること。
また、高額なレンタル料とならないよう、支援施策を構築すること。

新たな新規就農者を確保するための総合対策の構築

　農機具や、農業用資材の高騰などにより、新規就農を志す担い手の負担は年々増加し続けている。
　北海道における新規就農者数も令和６年度には、３７２人と４００人台を割り込む状況となっており、農業の担い手を確保することが困難になってきている。

　政府が実施している農業構造転換集中期間における現行対策や、高齢農業者の離農年齢を引き上げたとしても、農業を担う者の絶対数が不足した場合は、我が国の食料安全保障を構築することは困難である。

　また、現行の新規就農者育成総合対策は、新規就農をするために必要な農地・農機具等、就農に必要となる環境を十分に整備できる内容とはなっていない。

　このため、農業を担う者の絶対数を確保することを目的とした新たな新規就農者を確保するための総合対策を構築すること。

人の確保と地域づくりを一体で進める新たな総合対策の創設

　農村部において、担い手を確保するためには、住環境を維持することも重要である。

　しかしながら、本道の農村部へ目を向けると、人口減少に伴ない、病院の閉院、スーパーの閉店、小中学校の統廃合など、農村部での生活に支障を生じかねない状況に陥りつつある。

新規就農者など地域に定住する人材を確保することは、学校、医療、買い物環境など生活サービスの維持につながる一方、これらの生活環境が確保されなければ、新たな担い手の定着も期待できない。このように、人の確保と地方創生は相互に支え合う関係にあり、人の確保と地方創生は表裏一体となると考えられるが、現行の対策では、各省庁がそれぞれ施策を実施しているものの、横断的な連携が十分とは言えない状況となっている。

　農村部における過疎の原因は、人口減少だけではなく、教育・医療・生活など、様々な要因によって生じている状況にあるにもかかわらず、その根本原因の解消を目指すことなく、それぞれの分野で対応しているため、効果的な支援施策等になっていない。

　このため、農業政策、地方創生、教育、医療、買い物環境及び公共交通等の生活基盤に関する施策を一体的に推進するため、内閣府地方創生推進事務局を司令塔として、関係府省が連携した「農村維持・担い手確保総合対策（仮称）」を創設し、人の確保と地域づくりを同時に進める体制へと見直すこと。

マイナンバーカードを活用した関係人口の創出・拡大について

人口減少や少子高齢化が進展する中、地方においては、担い手不足や地域コミュニティの維持、生活サービスの確保などが大きな課題となっている。

こうした状況の中、地域と継続的に関わる「関係人口」の創出・拡大は、地方創生を推進する上で重要な取組である。しかしながら、関係人口を一時的な交流で終わらせることなく、継続的な来訪や地域産業への参画、さらには移住・定住へとつなげるためには、新たな政策手法の導入が求められる。

このため、全国に普及しているマイナンバーカードをデジタル基盤として活用し、地域との継続的な関わりを可視化・評価するとともに、その活動に応じたインセンティブを付与する仕組みの創設について検討すること。

１　マイナンバーカードを活用した「地域応援ポイント制度」の創設

地域への継続的な関わりに応じてポイントを付与し、地域内で利用できる制度を創設すること。

２　地域サポーター制度の創設

マイナンバーカードを活用し、市町村ごとの「地域サポーター」を登録できる仕組みを整備すること。

活動実績に応じて、地域内で利用できる特典やサービスを付与し、継続的な地域との関わりを促進すること。

３　農業分野における活用

農繁期の作業支援や農業ボランティア、収穫体験などへの参加実績に応じてインセンティブを付与し、都市部人材の継続的な参画を促進する制度を構築すること。

４　地方創生施策との連携

本制度をデジタル田園都市国家構想や地方創生施策、二地域居住、企業版ふるさと納税等と連携させ、関係人口の創出から地域産業への参画、起業、移住・定住までを一体的に支援する仕組みを構築すること。

新たな地方創生の仕組みの構築

　持続的な農業経営を構築するためには、農業生産の基盤だけでなく、医療、福祉、教育、交通、商業など、地域の生活基盤を維持することも重要である。

　人口減少が進む中、地域のインフラや行政サービスを維持するため、市町村合併も選択肢の一つとなる。しかし、行財政基盤の強化を目的として実施された平成の大合併を見ても、合併によって必ずしも行財政基盤が強固になったとはいえず、行政区域の拡大によって、かえって行政サービスの維持が困難となった市町村も存在する。

　このため、人口減少時代においては、市町村そのものを統合するのではなく、現在の生活圏・経済圏を基本単位として、複数の市町村が連携し、それぞれの機能を分担する新たな地方創生の仕組みを構築する必要がある。

　現在の農村部における経済・生活圏を見ると、中核都市を中心として、周辺市町村が通勤、通学、医療、買い物、農産物の流通などを通じて結びついている。

　こうした実態を踏まえ、経済圏内の市町村がすべての機能を個別に維持するのではなく、病院・医療、社会福祉、教育、公共交通、物流、観光など、それぞれの地域が得意とする機能を分担し、経済圏全体として必要な行政サービスや生活基盤を維持する仕組みを構築することが必要である。

　市町村を合併するのではなく、市町村を残したまま、経済圏全体で行政機能や地域機能を再編することにより、人口減少下においても地域の生活基盤と農業・農村を維持する新たな地方創生を推進すること。

中東情勢の早期沈静化と農業経営の安定確保

　中東地域における軍事的緊張の高まりは、原油及びLNG（液化天然ガス）の供給や国際エネルギー市場に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

　原油価格の上昇は、燃油や電力料金のみならず、農業用ビニール、農業用フィルム、農薬、飼料、物流費など、石油由来の農業用資材全般の価格高騰を招き、農業経営を圧迫する要因となる。また、天然ガスは水素及びアンモニアの製造に不可欠な原料であり、その供給の停滞や価格の高騰は、化学肥料の生産・供給にも影響を及ぼし、肥料価格の上昇を通じて農業生産コストをさらに押し上げることが懸念される。

　このような状況は、我が国の食料安全保障にも重大な影響を及ぼしかねないことから、政府においては、米国及びイランをはじめとする関係各国に対し、速やかな停戦及び対話による平和的解決に向けて積極的な外交努力を尽くすとともに、エネルギー及び肥料原料の安定確保、さらには農業経営への影響を最小限に抑えるための必要な対策を速やかに講ずるよう強く要請する。

物価高騰に適応できる経済・産業構造への転換

昨今の物価高騰は、一時的な経済変動ではなく、エネルギー価格の上昇、国際情勢の不安定化、人手不足等を背景とした賃金の上昇など、構造的な変化であり、一過性の物価高騰ではなく、農業生産資材やエネルギー価格の高騰が常態化するものである。

特に、農業分野においては、燃油、肥料、飼料、農業用資材等の価格高騰が経営を圧迫している状況にあり、生産性の向上、省力化、適正な価格形成及び価格転嫁の促進など、物価高騰に適応できる持続可能な農業経営を構築することが必要である。

このため、物価を一時的に抑制する施策にとどまらず、物価高騰下においても持続的な生産活動が可能となる経営環境の整備が可能となるよう物価高騰を前提とした経済・社会への転換を推進すること。

米国産生食用ジャガイモ輸入の解禁について

　現在、生食用のジャガイモについては、国内生産によって我が国の需要がほぼ賄われている状況にある。

　しかしながら、近年では、種イモの生産に支障が生じており、将来の我が国のジャガイモ生産に課題を抱えている。

　こうした状況の中、将来のジャガイモの需要に対応すべく米国産の生食用ジャガイモの輸入を解禁する手続きが進められている状況にある。

　我が国が抱えているジャガイモの課題である種イモの生産等に関する課題を解消することが最重要であり、種イモの問題を解決しないまま、輸入解禁を進めるのは、我が国の食料安全保障の観点から見た場合、国内生産基盤の弱体化を招くなど、新たな課題を創り出してしまうことになる。

　国内のジャガイモの生産基盤が抱える課題を明らかにし、その解決策を講じることを優先すべきである。

　このため、国内の生産基盤に係る課題が解決されるまで、輸入解禁に係る手続きを凍結すること。

食品に係る消費税率の引下げに伴う生産者への影響について

　物価が高騰する中、国民生活の負担を軽減することは重要であり、食品に係る消費税率の引下げについて、その趣旨は理解するものである。

　一方で、消費税率を引き下げても、物価上昇が続けば、その効果を国民が実感できない可能性があり、その時点の価格を一時的に引き下げる効果はあるものの、物価上昇そのものを抑制するものではない。

　農業者等の生産現場への影響についても十分な配慮が必要である。食品の販売に係る消費税率が引き下げられる一方、肥料、農薬、飼料、燃料、農業機械、資材等には引き続き消費税が課されるため、生産者の実質的な負担が増加する可能性がある。

　農業者等の生産現場への影響については、簡易課税志度を選択する生産者に対する措置が検討されているが、給付金による補填ではなく、実際の課税仕入れにっかる消費税相当額を適切に還付する仕組みを検討すべきである。
　また、本則課税制度を選択する生産者については、仕入れ税額控除により還付を受けることができると考えられるが、還付までの期間における資金繰りへの影響が懸念される。

　このため、食品に係る消費税率の引下げを行う場合には、減税による効果だけでなく、物価上昇による効果の相殺や、生産現場への影響を十分に検証するとともに、本則課税・簡易課税を問わず、生産者に実質的な不利益が生じない適切かつ迅速な還付措置を講じること。

食料システム法の運用について

令和８年４月に施行された食料システム法に基づき、米についてコスト指標が公表された。一方、令和８年産米の概算金等については、公表されたコスト指標を下回る水準となる事例が相次いでいる。

食料システム法は、食料の持続的な供給を可能とする食料システムの確立を目的として、合理的な費用を考慮した価格形成を促進するための仕組みを導入したものである。コスト指標についても、持続的な供給に要する費用を明らかにし、取引当事者間の協議に活用することが想定されている。

しかし、コスト指標を下回る価格で取引が行われた場合に、その価格を是正し、生産者が再生産可能な価格を確保するための仕組みは、現行制度において十分に構築されているとは言い難い。

特に米については、コスト指標の作成に関わってきた農業団体等が、実際の取引においてコスト指標を下回る概算金を提示する状況も生じており、コスト指標を作成することと、持続的な生産が可能となる価格を実現することとの間に、大きな乖離が生じている。

このままでは、生産者が生産コストを負担し、その結果として生産の縮小や離農が進む一方で、将来的な食料の安定供給が損なわれるおそれがある。すなわち、コストを把握する仕組みだけでは、食料の持続的な供給という食料システム法の目的を実現することはできない。

このため、食料システム法について、コスト指標を作成するだけでなく、再生産可能な価格が実現される仕組みを構築する観点から、制度の運用及び必要な見直しを行うこと。

併せて、現在の米流通における価格形成やリスク負担の在り方を検証し、生産者が適正な価格を確保しながら、消費者に対しても安定的に米を供給できる、新たな米の流通・価格形成の仕組みを構築すること。